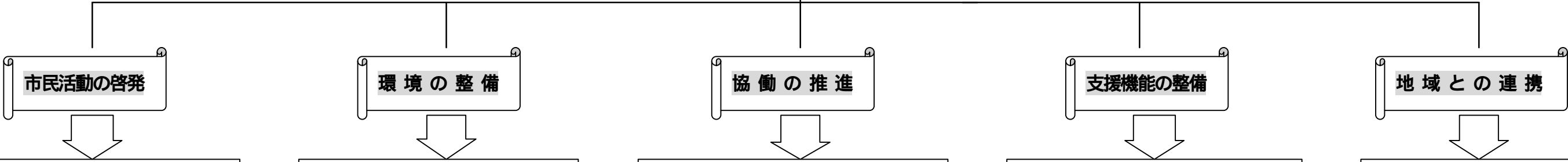


理 念
お互いが公共領域の担い手として「対等なパートナーであるとの相互認識」が必要

市民活動楽市楽座構想
公共活動のもう一つの担い手である市民活動団体の活動を支援・推進し行政との協働を促進するための施策としての市民活動楽市楽座構想を実現することにより、大阪市を市民活動の中心拠点としていく原動力にし、大阪らしい市民活動の推進を図る。

構想実現のための5つの推進施策



市民活動に関する啓発のあり方

(1) 幅広い情報の発信と啓発

- 多様な分野にわたる情報の横断的な収集と発信。市民がより利用しやすいシステムの整備。

(2) 啓発にあたっての“考え方”と“方向性”

- 市民主導型の啓発事業など市民ニーズに即した学習提供事業等を実施することで市民の「自治志向」を高め、市民意識の啓発に努める。

(3) 市民活動に関する「情報提供・情報公開」のあり方

- 大阪市の様々な広報媒体の効果的な活用・連携を通じての情報発信。(市民活動団体の活動実績の公開、インターネットなど多様な媒体の活用等)

「運営基盤づくり」と「場づくり」

(1) 市民活動が推進しやすい「運営基盤づくり」の検討

- 「基金制度」の検討とその考え方
- 「補助・融資制度」の考え方
- 「税の優遇制度」の考え方

(2) 市民活動団体が活動しやすい「場づくり」の検討

- 公共施設等の使用料減免等のあり方と取り扱い
- 公共施設等の継続的利用の検討
- 地域における新しい活動拠点の形成
- 活動拠点利用における制限の緩和

「市民活動と行政の委託のあり方」

(1) 市民活動団体への「事業委託」推進の意義

- 市民の自治力の向上
- 市民活動団体の機能性、効率性、専門性などの活用
- 地域経済の発展を促進

(2) 市民活動団体への「事業委託」にあたっての検討事項

- 市民活動団体の「受託力」を高めるための工夫
- 行政からの一方的な委託化にならないための工夫
- 「企画公募型委託」事業などの導入の検討
- 「委託先選考の公開性」の確保

市民活動支援に機能のあり方

(1) 各区窓口調整機能の検討

- 地縁型とテーマ型との連携
- 各区の窓口と中間支援組織などの窓口連携
- NPO、ボランティアなどに関する相談業務対応能力の向上
- 相談内容を総合的に判断し、中間支援組織に繋ぐコーディネート機能の充実

(2) 他セクターとのコーディネート機能の検討

- 市民活動を推進するにあたり、産官学民の連携は不可欠
- 市民活動団体と行政との横断的な連携
- 大阪市コミュニティ協会と中間支援組織等との連携

市民活動と行政の連携などについて

(1) 市民活動団体からの意見・提案を受け止める「仕組み」の検討。

- 「意見交流会(ラウンドテーブル)」「タウンミーティング」などの実施